

平成31年4月

全国の自動車関係者様

国土交通省
自動車局整備課

「不正改造車を排除する運動強化月間」における周知活動への
協力依頼について

平素より、国土交通行政へのご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

このため、自動車関係者様の協力をいただいて「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車排除の社会的気運を高め、車両の安全確保・環境保全を図り、国民の安全・安心の確保を確実に実現することとしております。

国土交通省では、平成31年度においても、別添のとおり各地方ごとに「不正改造車を排除する運動強化月間（1ヶ月間）」を設けて、重点的に自動車使用者等への周知活動を行うこととしております。つきましては、本運動の趣旨にご賛同頂き、強化月間中、自動車使用者等への不正改造車を排除する運動の周知にご協力いただきますようお願い致します。

—問い合わせ先—

国土交通省自動車局整備課 児島、稲田

電話：03-5253-8599

FAX：03-5253-1639

平成31年4月

各位

違法マフラー排除に関するPR用ポスター及びチラシの送付について

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、「不正改造車を排除する運動」における啓発活動の一環として、違法マフラー排除に関するPR用ポスター及びチラシを作成しましたので送付させていただきます。

本ポスター・チラシについて、利用者等の目に付きやすい効果的な箇所に掲示・配置していただくなど、違法マフラー排除にかかる取り組みにご協力いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

国土交通省自動車局環境政策課 騒音担当

連絡先：03-5253-8111

(内線：42532)

※ 各地域における「不正改造車を排除する運動」に関するお問い合わせについては、お手数をおかけしますが管轄の運輸支局等にご連絡ください。

受注者：株式会社キタジマ

受注者連絡先：03-3635-4510



待てー！待てー！！待てーっ！！

それ違法マフラーだよな！！？

違法マフラーの

排除対策を強化！



**不正改造車の
使用者**

整備命令の発令
▶ 整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

**不正改造を
実施した者**

**6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金**

不正改造は犯罪です！

自動車・バイクの交換用マフラーは**基準適合品**をお使い下さい。

マフラー(消音器)に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車(～125cc)、軽二輪自動車(125～250cc)にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不適合事例

- マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等で取り付けられていないもの
(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



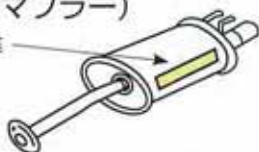
2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基準に適合するものの例

(1) 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示(純正マフラー)

(例) 自動車メーカー商号、商標等



(ロ) 装置型式指定品表示(自マーク)

(例) 自

(ハ) 性能等確認済表示(確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示)

(例)



(第1種後付消音器の性能等確認済表示の例)

確認機関の略称のサンプル例



(ニ) 協定規則適合品表示(Eマーク)

(例)



(ホ) 欧州連合指令(EU指令)適合品表示(eマーク)

(例)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の場合を除きます。)

(2) 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認出来ます。例えば、以下のものがあります。

(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

・COCペーパー(EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)

・WVTAラベル又はプレート(EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

注意!

平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考:不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令
→整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金